## 事故防止について

## 7

## 1 事故報告書の提出について

## 市への報告は義務

「介護保険サービス事業者における事故発生時の報告の取扱要領」に基づき、介護保険事業者事故等報告書について、提出してください。

(令和3年3月より、報告書の様式を変更しました。)

## ※取扱要領及び報告書様式

金沢市介護保険課ホームページ

金沢の介護保険> 各種手続き> 事業者向け>介護保険サービス事業者における事故発生時の報告

## <提出方法>

事故等が発生した場合、速やかに<u>(遅くとも 5 日以内に)</u>報告してください。報告書の提出方法は電子メールを推奨しますが、FAX や郵送、窓口での提出も受け付けています。

電子メールで提出する際は、タイトルを「事故報告 第〇報(事業所名)」とし、介護保険課電子メールアドレス(kaigo@city.kanazawa.lg.jp)宛てに送信してください。

- ※重大な事故(死亡事故、トラブルに発展しそうな事故、複数の利用者にまたがる事故等)の場合は、事故発生後早急に電話で報告の上、書面による報告も行ってください。
- ※事業所の利用者および職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、事故報告書の 様式で報告してください。

## 2 事故発生時の対応について

## (1)記録について

家族への説明のため事故発生から対応方法、収束までを時系列で記録として管理してください。

- 事故発生時刻、発見者、対応方法や判断、いつ、誰が、どのように家族と話をしたのか。
- ・家族からどのような話があったのか、市からの指示、保険会社との協議内容等

## (2)本人・家族への対応について

入所(居)者・利用者本人又は家族への事故後の対応が不十分だったことにより、事故そのものより、「施設・事業所の対応についての苦情」に発展する事例が多く見受けられます。

家族への対応については、事故発生時の連絡のみではなく、事故後に必要な説明・報告・確認等についても 継続して行い、慎重かつ丁寧な対応をお願いします。

## (3)事故の原因分析

原因分析は、職員個人の主観によるものではなく、事業所として客観的に分析した結果を記載するよう努めてください。

## (4) 再発防止の対策

再発防止策は、「事故の原因分析」の結果に基づき、具体的な対策の記載をしてください。

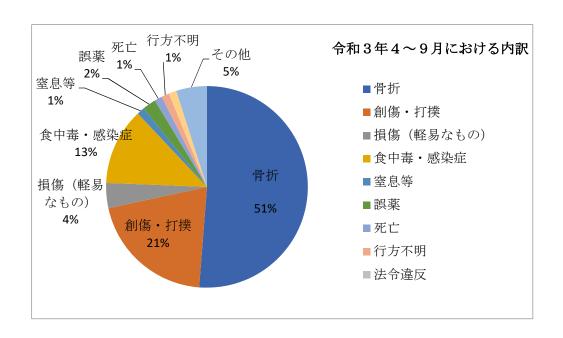
- ・「誰が」「いつ」「何を」「どのように」施設・事業所全体で改善したか。
- ・同じ入所(居)者、利用者だけでなく、他の入所(居)者、利用者にも同様の事故が起こり得るという観点で再発防止策を検討しているか。

## 3 金沢市における介護事故について

\_\_\_\_\_(件)

事故内容	H28	H29	H30	R元	R2	R3
骨折	292	326	308	356	316	166
創傷•打撲	126	134	117	132	98	66
損傷(軽易なもの)	39	33	32	17	46	13
食中毒•感染症	16	18	15	17	12	40
窒息等	11	5	3	6	6	4
誤薬	17	19	19	20	25	7
死亡	18	12	12	10	14	4
行方不明	18	13	3	8	7	4
法令違反	1	0	0	2	2	0
不明	2	7	1	0	0	4
その他	37	47	36	48	41	16
合計	577	614	546	616	567	324

※令和3年度は4~9月



- ・事故件数について、令和2年度と比べると令和3年度は増加傾向にありますが、食中毒・感染症の件数が特に多くなっています。この多くは、利用者や職員が新型コロナウイルス感染症に感染したことによるものです。
- ・報告書から、居室内での転倒により、骨折する件数が多くなっています。その中には、居室(個室)にあるトイレでの転倒も含まれています。起床時や、居室内トイレを利用中の、職員の目の行き届かない時に発生した事故が多いと考えられ、再発防止に向けて、介助方法や見守り体制の見直し、職員向けの研修の充実を図ってください。

## 介護保険サービス事業者における事故発生時の報告の取扱要領

## 1 対象

介護保険指定事業者、介護保険施設及び基準該当サービス事業者(以下、「事業者」という。)が行う介護保険適用サービスとする。

## 2 報告を要する事故等

事業者は、次の①~⑤の場合、保険者へ報告する。

	報告事項区分	報告内容説明
1	死亡に至った事故	・利用者が病気等により死亡した場合であっても、後日トラブルが生じる可能性が認められるものは報告をするものとする。
2	医師(施設の勤務医、配置医を含む)の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故	・事業者側の過失の有無を問わない。 ・負傷により利用者とトラブルが発生することが予想される場合や利用者に見舞金や賠償金を支払う(予定の)場合を含むものとする。 ・送迎・通院中のほか、自損事故も含むものとする。
3	食中毒及び感染症の発生	・ノロウイルス、MRSA、疥癬、インフルエンザ、 結核、新型コロナウイルス、その他の感染症が発生した以下の場合とする。 イ) 同一の感染症若しくは食中毒による 又はそれらによると疑われる死亡者 又は重篤な患者が1週間以内に2名以上 発生した場合 ロ) 同一の有症者等が10名以上又は 全利用者数の半数以上発生した場合 ハ) イ)及びロ)に掲げる場合のほか、通常 の発生動向を上回る感染症等の発生が 疑われ、特に管理者等が報告を必要と 認めた場合 ・関連する法に定める届出義務がある場合は、 これに従うものとする。
4	職員(従業者)の法令違 反・不祥事件等の発生	・利用者の処遇に影響があるものとする。 (例 利用者からの預かり金の横領等)
(5)	その他、報告が必要と認められる事故の発生	<ul><li>・例1 利用者等の保有する財産を滅失させた場合。</li><li>・例2 施設等において利用者が行方不明となり、警察や町会等外部の組織に捜索の協力を依頼した場合。 等</li></ul>

- 3 報告の方法
- (1) 事業者は、事故等が発生した場合、速やかに(遅くとも5日以内に)保険者へ報告 する。
- ※ 重大な事故(死亡事故、トラブルに発展しそうな事故、複数の利用者に またがる事故等)の場合は、電話で最初に報告する。
- ※ 重大な事故以外の事故の場合及び重大な事故で電話報告を行った後は、
- 書面により報告する。(電子メールによる提出が望ましい)
  (2) 事業者は、必要に応じて、その後の経過について、順次保険者へ報告する。
- (3) 事故処理の区切りがついた時点で、事故後の対応を整理して報告する。
- (4) 報告の様式は、(1)は第1報、(2)は第2報~、(3)は最終報告とする。

## 事故報告書 (事業者→金沢市)

※第1報は、少なくとも1から6までについては可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること(メールアドレス:kaigo@city.kanazawa.lg.jp) ※選択肢については該当する項目をチェックし、該当する項目が複数ある場合は全て選択すること

		第1報		第	_報		最終報告		]	提出	日:西暦	年	月	日
1事故	事故状況の程度		受診(外来·往	診)、自施語	役で応急処置		入院		死亡		その他(			)
状況	死亡に至った場合 死亡年月日	西暦		年		月		日						
	法人名													
2 事	事業所(施設)名								事業所番号					
業所の	サービス種別													
概要	所在地													
(	電話番号								担当者名					
	氏名・年齢・性別 氏名			年齢			性別:		男性		女性			
3 対象者	サービス提供開始日	西暦		年		月		B	保険者					
	住所		事業所所在地	と同じ		その他	(				)	)		
	<b>6</b> (4.15)		要介護度		□ 要支援1	□ 要支援2	□ 要介護1	□ 要介護2	□ 要介護3	□ 要介護4	□ 要介護5	自立	事業対	
	身体状況		認知症高齢者 日常生活自立[		I	□ II a	П П b	□ Ⅲa	Шb	□ IV	M			
	発生日時	西暦		年		月		B		時		分頃 (2	4時間表	記)
			居室 (個室)		□ 居室(多床室) □			□トイレ □ 廊下						
	発生場所	所 □ 食堂等共用部			□ 浴室・脱衣室 □			□機能訓練室 □ 施設敷			対地内の建物外			
			敷地外		□ その他(			)						
	□ 転倒					異食								
4 事 故	事故の種別		転落			誤薬、与	薬もれ等			その他(			)	
の概			誤嚥・窒息			医療処置	置関連(チュ	ーブ抜去等	<b>(</b> )					
要	発生時状況、事故内名 の詳細	77.												
	その他 特記すべき事項													

5 事	発生時の対応											
故発生時の	受診方法	□ 施設内の医師	「配置医	含む)が対応		受診 (外来·往診)		救急搬送			)	
時の	受診先	医療機関名					連絡先	(電話番号)				
対 応	診断名											
	診断内容	□ 切傷・擦過像		打撲・捻挫	・脱臼		骨折(部位	ኔ :			)	
	検査、処置等の概要											
6 事	利用者の状況											
故		報告した家族等の 続柄		配偶者		子、子の配	偶者		その他(			)
生後の世	家族等への報告	報告年月日	西暦		年		月		日			
	連絡した関係機関(連絡した場合のみ)	□ 他の自治体				警察				その他		
扤		自治体名(		)		警察署名(		)		名称(		)
	本人、家族、関係先等 への追加対応予定											
7 事故( (本人 <sup>§</sup> 析)	<b>か原因分析</b> 要因、職員要因、環境要		<u> </u>	二記載すること	<u>t)</u>							
		(できるだけ	け具体的に	に記載すること	<u> </u>							
	変更、環境変更、その他 再発防止策の評価時期お											
9 そのf 特記す	也べき事項											

## 1 金沢市条例

「金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」ほか

- ① 施設(事業所)の周辺地域の環境等を踏まえ、災害の種類に応じて施設防災計画を策定し、定期的に従業者へ周知すること。(義務)
- ② 施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うこと。(義務)
- ③ ②の連携の体制を整備するに当たっては、本市、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者及び地域住民と相互に支援及び協力が行われるよう整備すること。(努力義務)
- ④ 訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携すること。(努力義務)
- ⑤ 訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行い、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。
- ⑥ 非常災害時において、身体等の状況が医療機関へ入院し、又は社会福祉施設等へ入所 するに至らない程度の者であって、避難所での生活が適当でないと市長が認めたものの 受入れに配慮すること。(配慮義務)
- \*施設防災計画作成については、「高齢者施設における防災計画作成指針(石川県健康福祉部)」を参考に、作成願います。

## 2 防災計画に盛り込む項目について

(発介保第 273 号「社会福祉施設等における非常災害対策計画(防災計画)の作成・見直し及び避難訓練の実施について」平成 28 年 11 月 17 日付 に掲載)

- ○施設の立地条件
  - 川の近く(浸水想定区域)や山際(土砂災害警戒区域)にあるなど、立地条件を確認 金沢市が作成するハザードマップを参照するほか、必要に応じて金沢市の防災担当部署と相 談
- ○災害に関する情報の入手方法 「避難準備情報」等の情報について、金沢市からどういった手段で連絡を受けるかを確認して おく
- ○災害時の連絡先及び通信手段の確認防災連絡網(職員間の連絡、職員の招集)の作成緊急連絡先(利用者の家族、自治体、消防、警察等)の作成
- ○災害時の人員体制、指揮系統 総括責任者を定める

職員別の役割分担を明確にする

職員数が少ない時間帯(夜間等)に災害が起きた場合の職員の参集基準を定める

○避難を開始する時期、判断基準

金沢市から避難準備情報、避難勧告、避難指示が発表された場合は、速やかに避難

○避難場所•避難経路

金沢市と相談し、あらかじめ避難場所、避難経路を複数選定

○避難方法

利用者ごとの避難方法を決定

徒歩での避難が困難な場合、必要な車両数を割り出し、施設車両や職員車両の他、近隣地域住民の協力車両で必要数を確保できる体制を整える。また、金沢市に応援を求める体制も整える

○関係機関との連携体制

金沢市や消防機関、近隣の病院、社会福祉施設等と連携を取り、いざというときに協力が得られる体制を構築しておく

## 3 災害情報について

- 「金沢ぼうさいドットコム」・・・登録し、気象情報、避難情報などのお知らせをメールで情報収集可能
- ・金沢市>防災・安全ページ・・・防災マップ(各校下版)、土砂災害・洪水・津波避難地図等 \*ホームページには、その他にも防災関連情報が掲載されています。

## 4 避難情報について

「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された時点で、介護保険課から施設(事業所)へ FAXで連絡しますが、各施設でも「金沢ぼうさいドットコム」で情報収集してください。

## ●「避難勧告」の廃止について(令和3年6月25日) 内閣府政策統括官(防災担当)

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難勧告と避難指示が避難指示へ一本化されました。 つきましては、「避難確保計画作成の手引き(国土交通省:令和2年6月改定)」等のガイドブックは、 改定されるまでは、「警戒レベル3避難準備・高齢者等避難開始」は、「警戒レベル3高齢者等避難」 に読み替え、「警戒レベル4避難勧告、避難指示(緊急)」は、「警戒レベル4避難指示」に読み替え、 「警戒レベル5災害発生情報」は、「警戒レベル5緊急安全確保」に読み替えて下さい。



- ※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
- ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。
- ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ替段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

## 高齢者虐待防止について

虐待事案が発生することのないよう、高齢者の尊厳の保持にとって虐待防止が極めて重要であることを認識し、施設等での高齢者虐待防止に徹底して取り組んで頂くよう、お願いいたします。

また、養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止においては、虐待に対する個々の職員への意識啓発に加え、組織全体の問題として捉え対応することが重要です。

本市では、毎年、全サービス事業者の職員に対する高齢者の虐待防止を目的とした研修を開催しております。積極的に管理者並びに職員の受講を勧めて頂くとともに、施設内等での伝達研修に取り組んで頂くようお願いいたします。

なお、本市では、引き続き、このような取り組みについて、本市が実施する実地指導などにおいて確認していくこととしています。

## 【 厚生労働省の通知 】

9

- ・平成27年2月6日付け老発0206第2号 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応の強化について」
- ・平成27年11月13日付け老発1113第1号 「養介護施設従事者等による高齢者虐待の再発防止及び有料老人ホームに対する指導の徹底 等について(通知)」
- ・平成28年2月19日付け老発0219第1号 「平成26年度『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対 応状況等に関する調査』の結果及び養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況を踏まえた 対応の強化について(通知)」
- ・平成29年3月23日付け老発0323第1号 「平成27年度『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく 対応状況等に関する調査』の結果及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について (通知)」
- ・平成30年3月28日付け老発0328第2号 「平成28年度『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査』の結果及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について(通知)」

• 平成 31 年4月 1 日付け老発 0401 第 9 号

「平成 29 年度『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく 対応状況等に関する調査』の結果及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について (通知)」

•令和2年3月24日付け老発0324第4号

「平成 30 年度『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査』の結果及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について(通知)」

•令和3年3月11日付け老発0311第2号

「令和元年度『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査』の結果及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について(通知)」

## ※1 厚生労働省通知掲載

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\_kaigo/kaigo\_koureisha/boushi/index.html

## ※2 (参考)厚生労働省作成マニュアル

「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」(H30.3月改訂) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200478.html

## 10

## 業務管理体制の整備に関する届出について

平成20年の介護保険法改正により、平成21年5月1日から、介護サービス事業者には、 法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられました。介護サービス事業者が整備すべ き業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設(以下「事業所等」といい ます)の数に応じ定められており、また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届 出書を関係行政機関に届け出ることとされました(介護保険法第115条の32)

事業所の新規指定や廃止等により、 届出先が変更となった場合には、 変更前と変更後 の双方の行政機関に届出をする必要があります。

(※) 令和3年度の介護保険法改正により、「指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者」にかかる届出先について、原則「都道府県知事」から「中核市の長」へ変更となりました。(指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合の事業者を除く。届出先は、都道府県知事のまま。)

令和3年3月31日まで、金沢市に届出を行う事業者は、「地域密着型サービス(介護予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が金沢市内にのみ所在する事業者」でしたが、令和3年4月1日より、地域密着型サービスを含む、居宅サービスや施設サービス等の「指定事業所が金沢市内にのみ所在する事業者」となります。

## 1 事業者が行う業務管理体制の整備

(1)業務管理体制整備の内容

| 業務執行の状況の監査 | 法令遵守マニュアルの整備 | 法令遵守マニュアルの整備 | 法令遵守マニュアルの整備 | 法令遵守責任者の選任 | 法令遵守責任者の選任 | とう遵守責任者の選任 | 100以上

※ 指定又は許可を受けている事業所等の数

(みなし事業所(病院等が行う居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハ及び通所リハ事業所)及び 総合事業における介護予防・生活支援サービス事業所を除く)

## (2) 届出先(令和3年4月以降)

	区分	届出先
1	指定事業所が3以上地方厚生局管轄区域に所在する	厚生労働大臣
	事業者	
2	指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下	主たる事務所の所在地の
	の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	都道府県知事
3	指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
4	指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者	中核市の長
	(指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合の事業者を	
	除く。届出先は、都道府県知事)	
<b>⑤</b>	地域密着型サービス(介護予防含む)のみを行う事	市町村長
	業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在す	
	る事業者	
6	①から⑤以外の事業者	都道府県知事

## 2 変更届について

次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、変更届を提出してください。なお、 指定又は許可を受けている事業所数により、業務管理体制の整備の内容が変わるため、事 業所の新規指定等で事業者が増加した際には、法人が整備すべき業務管理体制の内容に変 更がないか確認してください。

## <届出を要する変更事項>

- ① 法人の種別、名称(フリガナ)
- ② 法人の主たる事務所の所在地、電話番号、FAX番号
- ③ 法人代表者の氏名 (フリガナ)、生年月日、住所、職名
- ④ 事業所等の名称、所在地
  - ※法人が運営する事業所数の増減により、整備する業務管理体制の内容が 変更された場合のみ
- ⑤ 法令遵守責任者の氏名、生年月日
- ⑥ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 ※事業所等の数が 20 以上の法人のみ
- ⑦ 業務執行の状況の監査の方法の概要 ※事業所等の数が 100 以上の法人のみ)
- ※ 業務管理体制届出書の様式等
- 金沢市介護保険課ホームページ

金沢の介護保険 > 事業者向け情報> 業務管理体制の整備に関する届出

# 介護保険事業者における業務管理体制の整備と届出先

法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案 , W 利用者の保護と介護事業運営の適正化を図 などの不正行為を未然に防止するとともに、 0

(業務管理体制整備の内容)

マニュアルの整備 法令遵守

法令遵守責任者の選任 マニュアルの整備 こ係る監査 法令遵守

法令遵守

法令遵守責任者の選任

法令遵守責任者の選任

100以上

指定又は許可を受けている事業所数(※1)

20未満

20以上100未満

[届出先]

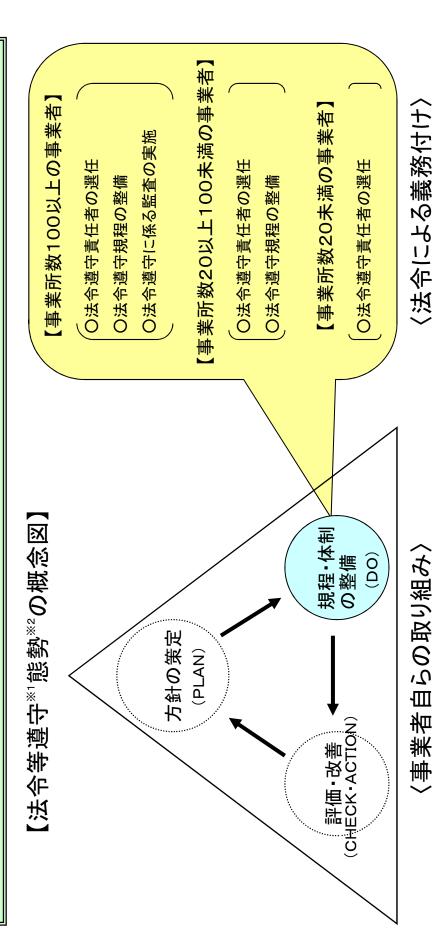
\$\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	田中
N S	/HIII/L
① 指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生 局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
④ 指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者(※2)	中核市の長
<ul><li>⑤ 地域密着型サービスのみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者</li></ul>	市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事

(※1) 事業所数には、介護予防事業所は含むが、みなし事業所及び総合事業における介護予防・生活支援サービス事業所は、含まない。 (みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス(居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハ及び通所リハ)であって、健康保険法の指定があったとき、 介護保険法の指定があったものとみなされている事業所のこと。

(※2)指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合の事業者を除く。(届出先は、都道府県知事)

## 2 業務管理体制の整備

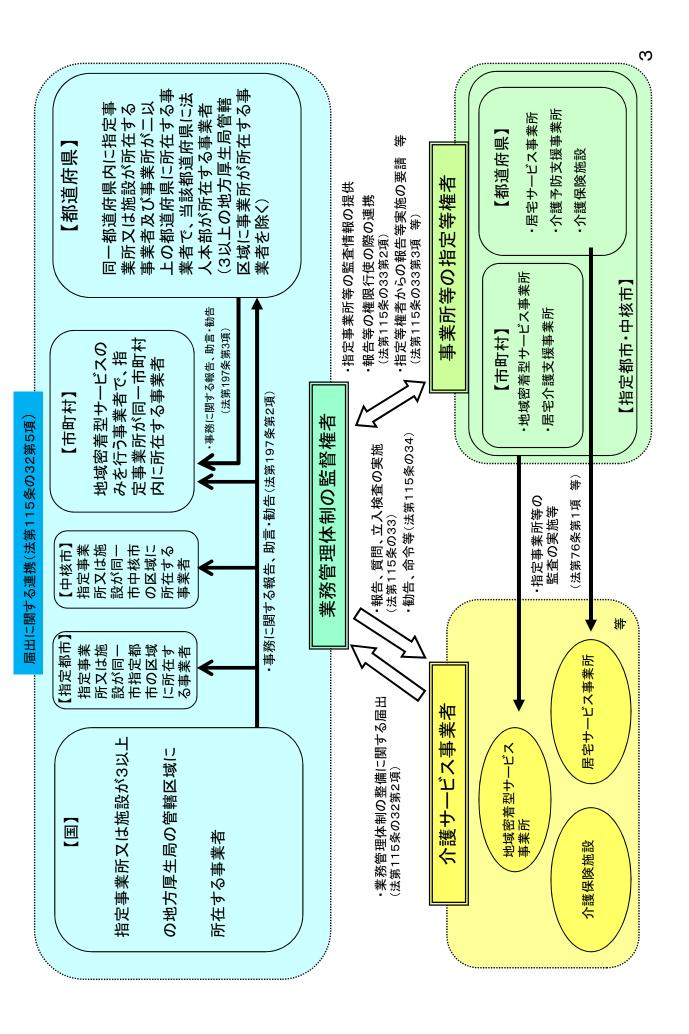
業務管理体制は、事業者自ら組織形態に見合った合理的な体制を整備するものであ り、事業者の規模や法人種別等により異なるものであること。また、省令で定める整備 事業者が整備する法令等遵守態勢の一部であることに留意する。 の基準は、



※1 法令等遵守とは、単に法令や通達のみを遵守するのではなく、事業を実施する上で必要な法令の目的(社会的要請)や社会通念に沿った適応を

※2「態勢」とは、組織の様式(体制)だけでなく、法令等遵守に対する姿勢や体制づくりへの取組みを指している。

# 3 業務管理体制の監督体制等

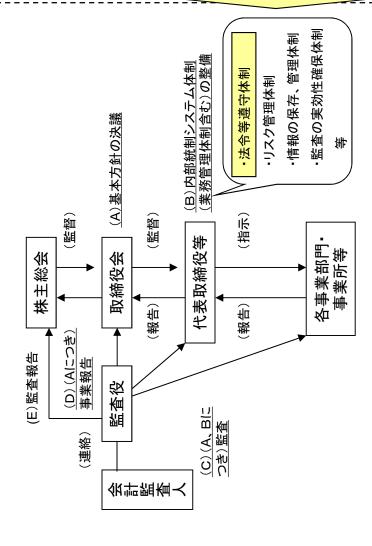


## ı 他の指定事業所の指定・更新の拒否 は指定・更新他の事業所 以降の手順等については、 特別検査に同じ。 都道府県等に立入検査等の結果通知 命令違反 したとき 侣 改善報告書提出 Ø 怅 }------; \*-------改善が見込まれない (届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するために定期的に実施) 牅 侣 作 (指定介護サービス事業所の指定取消処分相当事案が発覚した場合に実施) 事業者本部等への立入検査 組織的関与が認められなかった場合 組織的関与が認め られた場合 期限内に勧告に従わなかったときは、 その旨「公表」することができる 弁明の機会の付与 正当な理由がなくてそ の勧告に係る措置を とらなかったとき公表 ただし、これは報告の徴収等であり立入検査ではないことに留意する。 効率的かつ効果的に実施する観点から、分けて実施することなく、 改善報告書提出 改善報告書提出 業務管理体制整備等の監督方法 出頭を求め運用状況を聴取 事業者側に出向き報告等を聴取することは差し支えない。 业 勧 改 不備が認めら れたとき の指定取消当該事業所 事業者本部等への立入検査等 指定権者による指定事業所の監査において 特別検査 報告等を求め届出内容の確認 一般検査 事業所の指定取消処分相当事案発覚 Ж (連座制の適用判断) 4

# 業務管理体制を構築するプロセスと監督のイメージ

S

(会社法により求められる内部統制システム)



取締役	٨	内部統制システムの基本方針の決議
代表取締役	<u>В</u> О	(Aを受け)内部統制システムの体制の整備 Aの概要を事業報告に記載し、取締役会を経て株主総会に報告
監査役	ОШ	C (A、BICつき)監査 E (CICつき)株主総会に監査報告

(注)システムの図は、監査役設置会社をベースとし一例示したものであり、事業者の規模や法人種別等により異なることに留意すること。

【立入検査での法令等遵守態勢の確認の視点】

## 1 方針の策定

- ①法令等遵守の状況を的確に認識し、法令等遵守態勢の整備・確立に向けた方針及び具体的な方針を検討している。
- ②法令等遵守に係る基本方針を定め組織全体に周知させているか。
- ③方針策定のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

## 2 内部規程・組織体制の整備

①法令等遵守方針に則り、内部規程等を策定させ組織内 に周知させているか。

届出·運用状況確認等

- ②法令等遵守に関する事項を一元的に管理する態勢(体制)を整備しているか。
- ③各事業部門等に対し、遵守すべき法令等、内部規程等を周知させ、遵守させる態勢を整備しているか。

## 3 評価・改善活動

- ①法令等遵守の状況を的確に分析し、法令等遵守態勢の 実効性の評価を行った上で、問題点等について検証しているか。
- ②検証の結果に基づき、改善する態勢を整備しているか。

## 令和3年4月1日から 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る 届出書の届出先が一部変わります

指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者にかかる届出先について、原則都道府県知事から中核市の長へ変更となります。

なお、この法改正に伴う、届出書の提出は必要ありません。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和元年法律第26号)により介護保険法(平成9年法律第123号)の一部が改正されました。

区分	届出先 (現行)	届出先 (令和3年4月1日以降)			
① 指定事業所が三以上の地方厚生局 管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣	厚生労働大臣			
② 指定事業所が二以上の都道府県に 所在し、かつ、二以下の地方厚生局 管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の 都道府県知事	主たる事務所の所在地の 都道府県知事			
③ 指定事業所が同一指定都市内にの み所在する事業者	指定都市の長	指定都市の長			
④ 指定事業所が同一中核市内にのみ 所在する事業者 (※)	都道府県知事	中核市の長			
	<b>都道府県知事</b> 市町村長	<b>中核市の長</b> 市町村長			

(※)指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合は除く(届出先は都道府県知事のまま)



厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

文刊 笛 万
--------

## 業務管理体制の整備(区分の変更)に係る届出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

住 所 (所在地) 届出者 氏 名 (名称及び代表者の氏名)

介護保険法第 115 条の 32 第 2 項 (第 4 項) の規定により業務管理体制の整備 (区分の変更) について届け出ます。

			1							Т	1									1
			事業	者(法)	() 番号											1	7			
1	届出の内容																			
	(1)介護保険	注第 115 条	Ø 32	第2項目	関係(整備	i)														
	(2)介護保険	法第 115 条	Ø 32	第4項	関係【区分	の変更	Į	(区)	分変更	〔前)	) (区	<b>三分変</b>	更	後)	]					
	フリガナ																			
	名 称																			
	住 所	(郵便番号	7	_	)															
	(主たる																			
	事務所の	(ビルの夕																		
2	所在地)	( 2 / 2 0 ) / 1	1/1/17									1								
	連絡先	電話番号							FA	X 耆	昏号									
事	法人の種																			
	別																			
業	代表者の																			
	職名·	職名			フリガナ							,	4- 左	三月			年	月		日
者	氏名·生年	10000000000000000000000000000000000000			氏 名							=	土十	一万	Н		+	力		Н
	月日																			
		(郵便番号	7	_	)															
	代表者の																			
	住所																			
		(ビルの名		)												1				
3	* //*/// *				指定	指定(許可)年月日 介護保険事業所番号						月	沂	在	坩	乜				
	名称等及び	名 称	`			1月/2 (川・1) 十/1 日			(	(医療機関等コード)					)	771 11. 20.				
所在	E地		_																	
		計 力所	Î																	
4	介護保険法			フリガ	ナ															
	f規則第 140	第2号	•	法会遵	守責任者の	の氏名						2	生年	三月	日	4	年	月	E	∃
	40 第1項第																			
	から第4号ま	第3号	•	業務が	法令に適合	するこ	. とを	と確保	Rする	ため	うの規	程の	概	要	(別)	<b> 添資</b>	料の	)と:	おり	))
でに 出事	:規定する届 :項	第4号	-	業務執行の状況の監査の方法の概要(別添資料のとおり)																

5	区分変更前行政機関名称					
区	担当部(局)課					
分	事業者 (法人) 番号					
変	区分変更の理由					
更	区分変更後行政機関名称					
	担当部(局)課					
	区分変更日	年	月	日		

### 備考

1 新規に業務管理体制を整備した事業者及び業務管理体制を届け出た後、事業所等の 指定や廃止等に伴う、事業展開地域の変更により、届出先区分の変更が生じた事業者 は、この様式を用いて関係行政機関に届け出てください。

なお、届出先区分の変更が生じた事業者は、区分変更前と区分変更後の行政機関の それぞれに届出が必要です。

届出先区分	届出先			
事業所等が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在	厚生労働大臣			
する事業者	字 土 刀 惻 八 臣			
事業所等が2以上の都道府県の区域に所在し、か	事業者の主たる事務所が所在する			
つ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事				
業者	都道府県知事			
事業所等が同一中核市内にのみ所在する事業者	中核市長			
地域密着型サービス(地域密着型介護予防サービ				
スを含む。)のみを行う事業者で、事業所等が同	市町長			
一市町内に所在する事業者				
上記以外の事業者	都道府県知事			

- 2 「2 事業者」の「法人の種別」欄は、事業者が法人である場合に「社会福祉法人」、「医療法人」、「一般社団法人」、「一般財団法人」、「株式会社」等の別を記載してください。
- 3 事業者の名称、住所、法人の種別、代表者の職名、代表者の住所等は、登記内容 と一致しているか確認の上記載してください。
- 4 「3 事業所等の名称及び所在地」については、みなし事業所を除いた事業所等を記入し、「事業所名称」欄に事業所等の合計の数を記入してください。書ききれない場合は、記入を省略し、別添資料として差し支えありません。(既存の資料の写し可)
- 5 「4 介護保険法施行規則第 140 条の 40 第 1 項第 2 号から第 4 号までに規定する届出事項」については、事業所等数が、2 0 以上の事業者にあっては第 3 号の届出、1 0 0 以上の事業者にあっては第 4 号の届出が必要となります。第 2 号については、その氏名(フリガナ)及び生年月日を記入してください。第 3 号及び第 4 号を届け出る場合は、別添資料としてください。

受付番号	
------	--

## 業務管理体制に係る届出事項の変更届出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

7

8

住 所

(所在地)

届出者 氏 名

(名称及び代表者の氏名)

介護保険法第115条の32第3項の規定により業務管理体制に係る届出事項の変 更について届け出ます。

		事業者(法人)番号	A										1	7	
変更	<b></b> 更があった事項														
1	事業者の名称、済	<b>生人の種別</b>													
2	事業者の住所(ヨ	主たる事務所の所在地)	、	<b></b> 1話	番-	号、	F	· A	X	番	号				
3	代表者氏名、生命	年月日													
4	代表者の住所、耳	職名													
5	事業所等の名称』	及び所在地													
6	法令遵守責任者の	の氏名及び生年月日													

業務が法令に適合することを確保するため規程の概要

業務執行の状況の監査の方法の概要

	変更の内容
(変更前)	
(変更後)	
(及又似)	

## 備考

- 1 事業者の名称、住所、法人の種別、代表者の職名、代表者の住所等は、登記内容と 一致しているか確認の上記載してください。
- 2 「変更があった事項」の該当項目番号に〇を付け、「変更の内容」に具体的に記入 してください。

なお、書ききれない場合は、変更の概要を記入の上、別添資料として差し支えありません。 (既存の資料の写し可)

3 「5 事業所等の名称及び所在地」については、みなし事業所を除いた事業所等の 指定や廃止等により事業所等の数に変更が生じ、整備する業務管理体制が変更された 場合にのみ届け出てください。

この場合、「変更前」欄と「変更後」欄のそれぞれに、指定等事業所等の合計の数を記入し、「変更後」欄に追加又は廃止等事業所等の名称称、指定(許可)年月日、介護保険事業所番号(医療機関等コード)、所在地を記入してください。書ききれない場合は、記入を省略し、別添資料として差し支えありません。

4 「7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要」及び「8 業務執行の状況の監査の方法の概要」については、事業者の業務管理体制の変更を行う場合(組織の変更、規程の追加等)に届け出てください。規程の字句の修正等体制に影響を及ぼさない軽微な変更は、届出の必要はありません。

## 地域密着型サービスについて

## 1 市外被保険者の取り扱いについて

市外の被保険者は、原則、地域密着型サービスの利用はできません。(例外として利用できるのは、住所地特例対象者、被災地からの避難者、みなし指定の対象者等です。)

市外から転入してきた場合、<u>口頭確認だけではなく、必ず被保険者証で本市被保険者であることを確認したうえで、</u>サービス提供を開始してください。

本市被保険者として現に利用されている場合であっても、利用者家族等が住民票を市外に異動したことにより、保険給付が受けられなくなるケースが発生しています。

契約する際に、地域密着型サービスの趣旨を十分にご説明したうえで、住民票を異動される際には事前に事業所にご相談いただく等の対応が必要です。

## 2 住所地特例対象者への地域密着型サービス等の提供ついて

■住所地特例とは(施設入所者の住所地特例)(法第13条)

介護保険制度では原則、住民票のある住所地の市町村の被保険者となりますが、施設が所在する市町村の財政負担が集中することを避けるため、他の市町村にある介護保険施設に入所し、住民票を移した場合でも、転入する前の市町村が被保険者となります。この仕組みを住所地特例といいます。

## ■対象施設

1 1

- •介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院
- ・有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
- ■住所地特例対象者への地域密着型サービス等の提供

(法第42の2、第52の2、第115条の45等)

住所地特例対象者は保険者が転入前の市町村であることから、これまで住民票のある市町村の地域密着型サービスを利用することはできませんでした。しかし平成 27 年4月から地域包括ケアシステムの観点から以下の地域密着型サービスのみ利用することができるようになりました。

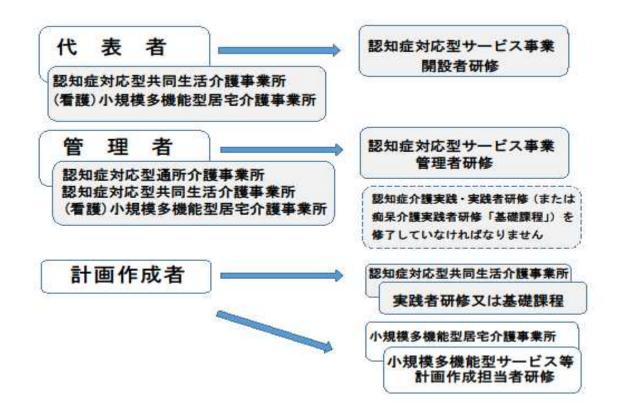
特定地域密着型サービス(法第8条14項)

- •定期巡回•随時対応型訪問介護看護•夜間対応型訪問介護
- •(介護予防)認知症対応型通所介護•(介護予防)小規模多機能型居宅介護
- ·看護小規模多機能型居宅介護

## ・地域密着型通所介護(平成28年4月から)

※ 地域密着型サービスを利用する際は、介護保険被保険者証を確認し、<u>利用できるサービス</u>に注意し本市被保険者であることを確認した上でサービス提供を開始してください。

## 3 地域密着型サービス事業者の研修について



○必要な研修を修了していない職員を計画作成担当者に交代した場合は、人員基準欠如となり、 減算を行うこととなります。

ただし、突然の離職等により人員基準欠如となった場合には、新たに計画作成担当者を配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該計画作成担当者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は、当該研修を修了するまでの間は減算対象としない取り扱いとなっています。

★管理者の場合、交代時の都道府県における研修の開催状況等を踏まえ、新たに管理者を配置 し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道府県の研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了 することが確実に見込まれる場合は当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支え ないとされています。

- ★代表者の場合、交代時に研修が開催されていないことにより、当該代表者が研修を修了していない場合、代表者交代の半年後又は次回の研修日程のいずれか早い日までに研修を修了することで差し支えないとされています。
- ★職員の急な退職、体調不良等により、事業者で早急に求人等を行ったにもかかわらず、研修修 了者の雇用が間に合わなかった等のために、研修を修了していない職員を配置せざるを得ない 状況になる場合には、必ず事前に介護保険課までご相談ください。
- ★研修を修了していない職員を配置せざるを得ない状況になる場合、理由を記載の上、必要な研修を受講させる旨の「誓約書」「確約書」等(任意様式)をご提出ください。
- ★研修受講予定の者が受講できなくなった場合は、減算が適用される場合がございますので、<u>速</u>やかに介護保険課にご報告ください。
- ★なお、事業所の新規指定時には、原則どおり研修修了者を配置する必要があります。

## その他

## 1 2

## ○訪問介護における同一建物減算の考え方について

訪問介護における同一建物減算の考え方については、平成30年度介護報酬改定において示されているところでありますが、金沢市では以下のように解釈をしておりますので、ご確認ください。

## 1. 「同一敷地内建物等」に居住する利用者について

	1月当たりの利用者		
	1~49 人の場合	50 人以上の場合	
①指定訪問介護事業所と同一の敷地内又は隣接			
する敷地内の建物	100/公安答	1月0/油茶	
②指定訪問介護事業所と同一の建物	10%減算	15%減算	
に居住する利用者にサービス提供を行った場合			

## 2. 1以外に居住する利用者について

	当該建物に居住する1月当たりの利用者			
	1~19 人の場合	20 人以上の場合		
上記以外の建物に居住する利用者に対してサービ	減算適用なし	100/ 油質		
ス提供を行った場合		10%減算		

## ※参考

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)別表1 注10

指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問介護事業所と同一の建物(以下この注において「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者(指定訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)又は指定訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して、指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し指定訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。

## 〇 (介護予防) 福祉用具貸与、特定 (介護予防) 福祉用具貸与事業所の人員配置基準について

(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売の管理者について、従来本市では「管理者が福祉用具専門相談員を兼務している場合、管理者に従事している時間を福祉用具専門相談員としての勤務時間に含める」としていました。この解釈について、令和4年度以降、管理者としての勤務時間は福祉用具専門相談員としての勤務時間に含めないことといたします。

## ○指定通知書等の保管の徹底について

指定通知書や指定更新通知書等について、紛失等により再発行のご依頼をいただくことが増えております。指定通知書等の通知書類については、厳重な保管を徹底していただきますようお願いいたします。なお、本市では紛失等による<u>再発行はご対応いたしかねます</u>のでご了承ください。

## ○ケアプラン、重要事項説明書の利用者印について

ケアプラン、重要事項説明書に係る同意について、利用者本人の署名がある場合、利用者の 捺印は不要とします。

## ○コロナ過における運営推進会議の開催について

地域密着型サービス事業者は、おおむね2月に1回以上(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者、地域密着型通所介護事業者においては、おおむね6月に1回以上)運営推進会議を行うこととされています。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、集合形式による開催を中止し、文書による開催を行う場合には、報告する予定の事項を運営推進会議の構成員に書面で報告(以下「書面」)し、報告日と書面による報告を受けた構成員を記録(以下、「記録」)し、議事録として「書面」と「記録」(まとめて1つの書類でも可)を介護保険課へ提出していただくことで、当面の間は運営推進会議を実施したとみなします。

なお、「書面」における利用者状況、行事・活動報告等の報告事項の記載漏れや、「記録」における報告日(開催予定日)や構成員(利用者、利用者家族、町内会役員、民生委員、市町村、地域包括支援センター等)の記載漏れが多くみられますので、漏れのないよう報告をお願いいたします。

また、報告日(開催予定日)の記載は、「○月中旬」ではなく、「○月○日」で、「書面」と「記録」は、報告日(開催予定日)の属する月の翌月15日までに、数回分をまとめてではなく<u>実施するごと</u>に提出いただきますよう、ご協力お願い致します。

## ○ご質問のご連絡手段について

金沢市では、日々、介護サービス事業者である皆様方からご質問を頂いておりますが、電話によるご質問が多数となり、その場で対応することが困難な状況になっております。また、実地指導、会議等で担当者が不在の場合も多く、皆様には大変ご迷惑をおかけしております。

つきましては、加算や運営基準等については、FAX・電子メール等で質問内容を送っていただきますよう、御協力お願いいたします。

また、日々多くの質問をお受けしている関係上、回答までにお時間を要しています。まずは、金沢市条例及び介護保険事業者向け Q&A 等の各種資料でご確認いただきますようお願いいたします。

**%**FAX 076-220-2559

電子メールアドレス <u>kaigo@city.kanazawa.lg.jp</u>

※金沢市の条例 金沢の介護保険 >事業者向け情報>介護サービス指定基準

※厚生労働省ホームページ ホーム >政策について >分野別の政策一覧 >福祉・介護>介護・高齢者福祉>介護サービス関係Q&A

○電話番号、FAX 番号及びメールアドレス変更時のご連絡について

金沢市では、事業者の皆様との連絡手段といたしまして、新規指定時等に皆様からお伝えいただいた電話番号、FAX 番号及びメールアドレスを活用しております。緊急時等の連絡手段確保のため、これらを変更された場合は金沢市介護保険課へご連絡をいただきますよう、御協力をお願いいたします。